

山口県報

平成24年
10月23日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	四
保安林の指定(下関市)(森林整備課)	四
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所 (森林整備課)	五
公告	五
基本測量の実施(監理課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
雑報	五
県報の正誤(平成二十四年七月十日山口県規則第六十二号)	五

山口県告示第四百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十月二十三日から同年十一月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法並びに排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

共同処理施設			種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
処理後	処理前			通 常	最 大	通 常	最 大	
変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)
八	"	二	二〇〇	六七〇	三〇	四〇	四	"
一八	"	四	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九	一四四	四五〇
二〇〇	"	二二五	六九五	六九五	一、三〇九	一四四	四五〇	六五〇
六七〇	"	六九五	六九五	六九五	一、三〇九	一四四	四五〇	六五〇
三〇	"	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一、三〇九	一四四	四五〇	六五〇
四〇	"	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九	一四四	四五〇	六五〇	六五〇
四	"	一四四	一四四	一四四	四五〇	六五〇	六五〇	六五〇
"	"	四五〇	四五〇	四五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
"	"	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
三	"	五〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五	"	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七二	六九	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
九〇	八六	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同処理施設		種 類	項 目		能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間	一日当たりの 使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
変更後	変更前		変更後	変更前								
"	"	"	鋼 板 製	二八八	中和・凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)			

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	七四		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	変更後	変更前		通 常	最 大	
"	七・二	"	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)
"	五・六	"	二〇〇	六七〇	三〇	四〇
"	九・六	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	二二	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	二七	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	一五	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	三〇	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	一四〇	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	二二八	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	〇・五	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	"	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
"	一	"	二二五	六九五	四〇〇	一、三〇九
一三、三三二	一三、三三四	六九	七二	七二	七二	七二
一六、八四一	一六、八四五	八六	九〇	九〇	九〇	九〇

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	八・二	七・五		"	七・五	"	"	"	"	"	七・四	通	排水の汚染状態の値
"	八・五	七・九	五	"	八・五	"	"	"	"	"	八・五	常	
"				"		"	"	"	一四・五	"	七	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	二	二		"	二	"	"	"	二〇	"	一〇	通	
"	三	七		"	一六	"	"	"	二二・五	"	一〇・六	常	浮遊物質 (mg/l)
"	四	一四		"	一六・九	"	"	"	四〇	"	三〇	最	
"	九	四〇		"	"	"	"	"	"	"	三〇	大	室 (mg/l)
"	検出せず	四・五		"	三・八	"	"	"	"	"	四・五	最	
"	二	五		"	二〇	"	"	"	六〇	"	二〇	通	素 (mg/l)
"	四	一〇		"	六〇	"	"	"	一〇一	"	四〇	常	
"	〇・二	〇・三		"	"	"	"	"	〇・四	"	〇・三	大	値 (mg/l)
"	〇・四	〇・六		"	〇・七	"	"	"	〇・八	"	〇・六	通	
"	一七五、二〇〇	九三三		"	二五、三〇〇	一七、〇八五	一七、〇八六	一〇、四七六	一〇、四七七	五、八四九	五、八二四	常	排水の一日当たりの量 (m ³)
"	一七五、二〇〇	二、〇〇〇		"	三三、〇〇一	一九、二三二	一九、二三四	一一、七九〇	一一、七九二	八、四七一	八、四四六	大	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

処理後		処理前		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	七・二	"	二	"
"	五・九	五・六	三・一	"
"	二二	"	五三	"
"	二七	"	九七	"
"	一五	"	二五三	"
"	三〇	"	三、四三六	"
"	三	"	五三	"
"	一四〇	"	二二〇	"
二二五	二二八	"	二七〇	"
"	〇・五	"	二	"
"	一	"	四	"
一三、三三二	一三、三三四	一三、九〇七	一三、九〇九	六九
一六、八四一	一六、八四五	一七、四五一	一七、四五五	八六

山口県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年十月二十三日

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 保安林として指定された目的
 変更に係る指定施業要件
 森林所有者又は登記した権利を有する者
 住所
 氏名又は名称

山口県知事 山本 繁太郎

- 二 通知の内容を掲示した場所
 防府市役所
- 防府市大字上右田字下迫
 土砂の流出の防備
 立木の伐採の限度
 防府市大字上右田二四の一
 石丸 佳正



(五〇三) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年十月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 二 作業の地域
 萩市、防府市及び岩国市
- 三 作業の期間
 平成二十四年十月一日から平成二十五年二月二十八日まで

(五〇四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十月二十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市大字末武上字久保田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下関市長府才川一丁目三五番二一号
 株式会社ホームケアサービス山口
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 熊毛郡平生町大字大野南字大久保
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡田布施町大字下田布施九八五番地の七
 株式会社ピアレックス



正 誤

平成二十四年七月十日山口県規則第六十二号（山口県流域下水道規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
二五	上	五	配水管	排水管
"	下	六	配水管	排水管
"	"	七	配水管	排水管

平成二十四年十月二十三日印刷

発行人所

山口県知事庁